

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請の流れ

『受領委任払い』	『償還払い』
①相談 被保険者から受領委任払いでの住宅改修についてケアマネジャー等に相談	①相談 被保険者から住宅改修についてケアマネジャー等に相談
↓	
②事前確認申請 被保険者とケアマネジャー及び、住宅改修事業所と協議し、居宅介護等住宅改修費の代理受領に関する申出書を市へ提出	↓
↓	
③確認 市は申出書が提出された際、受領委任払いの対象者の要件を満たしているか確認し、申出書受理	
↓	
④事前申請 被保険者は、次の書類を市に提出し、住宅改修支給の事前申請書を行います。 ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費事前申請書(工事前) ・住宅改修が必要な理由書 ・工事費見積書 ・改修箇所ごとの工事前の写真で撮影日の入っているもの ・完成予定の状態が確認できる平面図等	②事前申請 被保険者は、次の書類を市に提出し、住宅改修支給の事前申請書を行います。 ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費事前申請書(工事前) ・住宅改修が必要な理由書 ・工事費見積書 ・改修箇所ごとの工事前の写真で撮影日の入っているもの ・完成予定の状態が確認できる平面図等
↓	↓
⑤実地調査 市は④の申請をうけ、被保険者の身体の状態や、住宅環境等を実地調査にて確認する。	
↓	↓
⑥事前申請受付の通知 市は⑤の実地調査と書類審査の結果により、保険給付として適当な改修と確認できた場合「事前申請受付のお知らせ」を発行する。	③事前申請受付の通知 市は書類審査の結果により、保険給付として適当な改修と確認できた場合「事前申請受付のお知らせ」を発行する。
↓	↓
⑦支給申請 被保険者は次の書類を市に提出し、住宅改修費支給の申請をします。 ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(受領委任用) ・領収書(工事に要した費用の利用者負担額) ・工事費内訳書 ・工事後写真で撮影日の入っているもの	④支給申請 被保険者は次の書類を市に提出し、住宅改修費支給の申請をします。 ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書(受領委任用) ・領収書(工事に要した費用) ・工事費内訳書 ・工事後写真で撮影日の入っているもの
↓	↓
⑧実地調査 市は⑦の申請をうけ、事前申請に基づき工事が完了しているか実地調査にて確認する。	
↓	↓
⑨支給申請の決定及び支給 市は⑧の実地調査と書類審査の結果により支給決定し、被保険者に介護保険償還払支給(不支給)決定通知書を送付、指定口座に振込み。	⑤支給申請の決定及び支給 市は、④の申請について書類審査の結果により支給決定し、被保険者に介護保険償還払支給(不支給)決定通知書を送付、指定口座に振込み。